

令和7年度

取引条件調査結果

公益財団法人 長野県産業振興機構

# 取引条件調査結果

公益財団法人 長野県産業振興機構

## 調査概要

- (1) 調査目的  
県内中小企業の取引条件等の実態を把握し、取引の適正化推進の資料とするため  
※ 隔年実施（前回 令和5年度）
- (2) 調査対象企業  
（公財）長野県産業振興機構に「企業登録」をしている受注企業から  
500社を抽出して実施
- (3) 調査時期  
令和8年1月（令和7年12月末現在）
- (4) 調査方法  
別紙「調査票」を対象企業あてFAX送信
- (5) 回収率  
60.0%（300社）  
\*一部グラフ中の数値は、四捨五入の都合上、合計値が100%にならない場合があります。

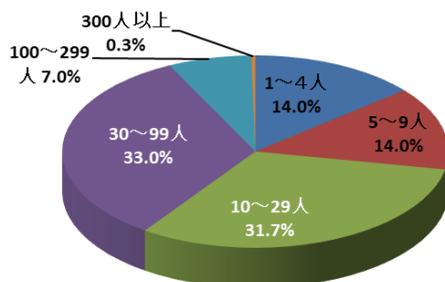
## 1. 資本金について

- 回答企業の資本金構成は、個人が3.0%、1,000万円以下が51.0%、1,000万円超～3億円が45.6%、3億円超が0.3%となっています。



## 2. 従業員数について

- 回答企業の従業員構成は、1～4人が14.0%、5～9人が14.0%、10～29人が31.7%、30～99人が33.0%、100～299人が7.0%、300人以上が0.3%となっています。

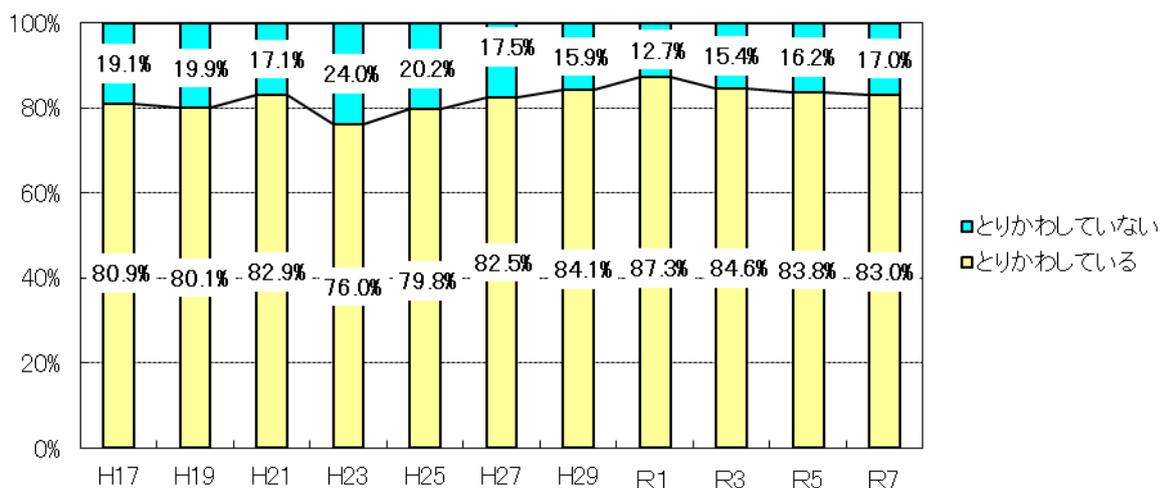


◇ ポイント①：「中小受託取引適正化法（通称：取適法）」の施行

「下請法」が改正され、「中小受託取引適正化法（通称：取適法）」として令和8年1月1日から新たに施行されました。これにより、適用対象となる取引や事業者の範囲が拡大され、中小受託取引の公正化と受託側の中小企業の利益保護が強化されたところです。委託（発注）する側だけでなく、受託（受注）する側も、新しいルールをしっかりと理解しておくことが大切です。

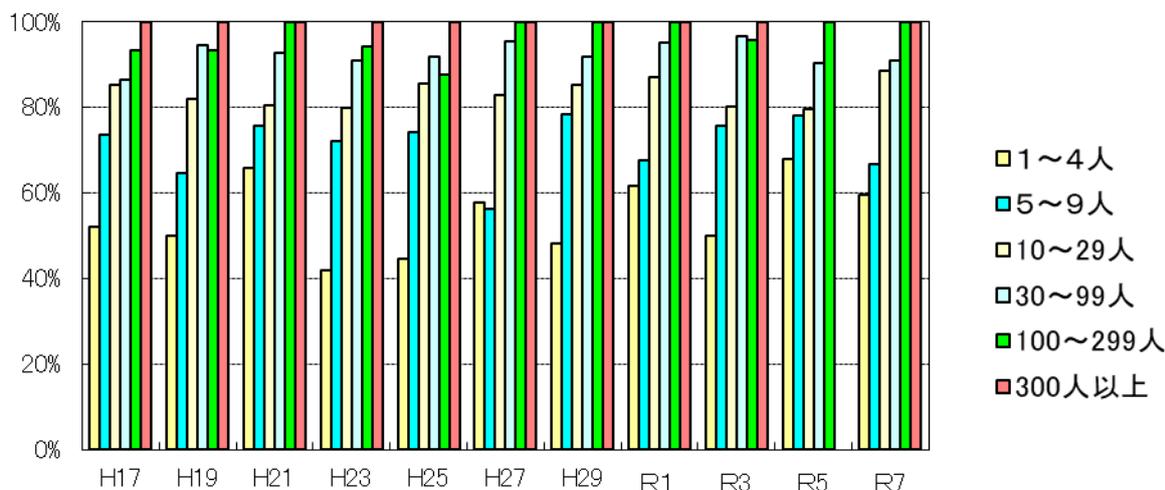
3. 基本契約書の締結状況

- 基本契約書の締結状況は「とりかわしている」とする企業が83.0%、「とりかわしていない」とする企業が17.0%となっています。



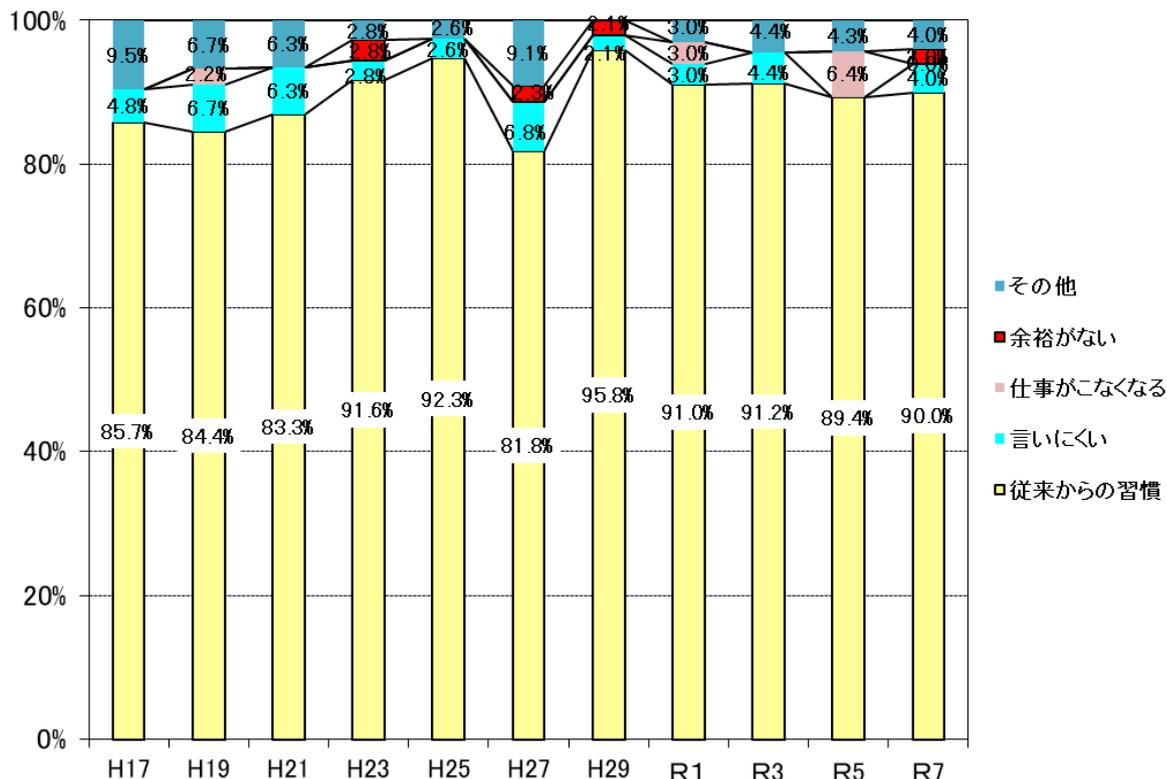
4. 従業員規模別の基本契約書の締結状況

- 従業員規模別の基本契約書の締結状況は、従業員1～4人が59.5%、5～9人が66.7%、10～29人が88.4%、30～99人が90.9%、100～299人が100.0%、300人以上が100.0%の割合となっています。



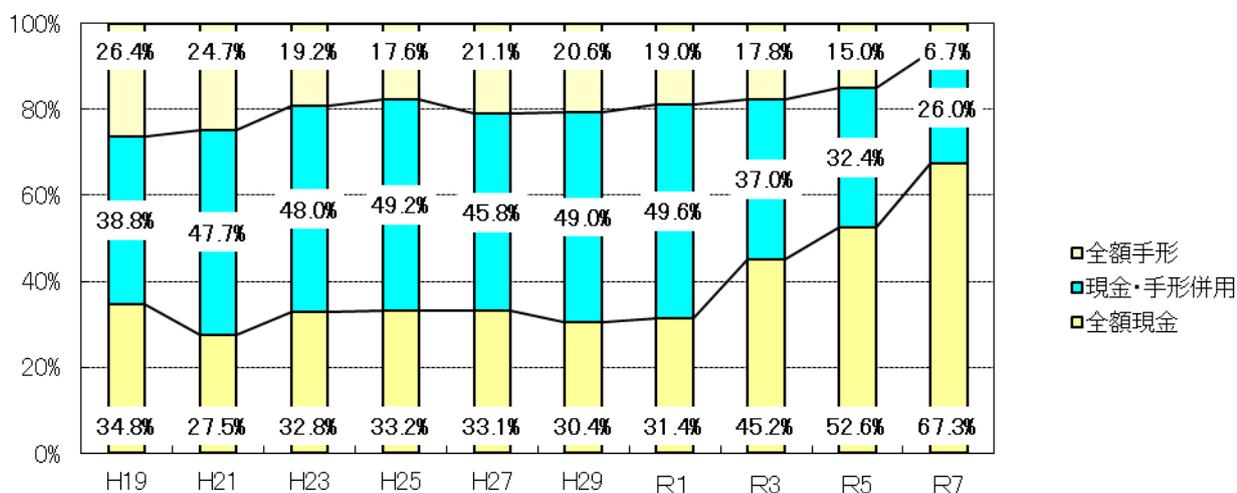
## 5. 基本契約書をとりかわしていない理由

- 基本契約書をとりかわしていないと回答した企業の理由では、「従来からの習慣」が90.0%と最も多く、次いで「言いにくい」「その他」が、それぞれ4.0%の順となっています。



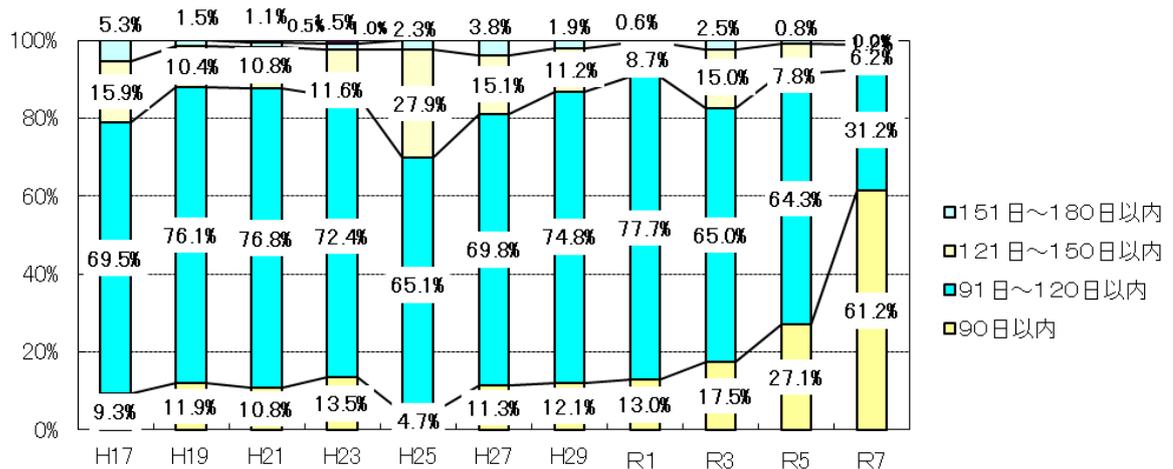
## 6. 代金受取方法

- 「全額現金」が67.3%（対前回調査+14.7%）、「現金・手形併用」が26.0%（同▲6.4%）、「全額手形」が6.7%（同▲8.3%）となっています。
- 「現金・手形併用」と選択した企業における現金割合は10%以内が4.2%、10%超～20%が9.9%、20%超～40%が5.6%、40%超～60%が29.6%、60%超～80%が19.7%、80%超が31.0%の割合となっています。



## 7. 受取手形サイト

- 前回調査と比較して、90日以内とする回答が34.1ポイント増加し大幅な改善が見られました。

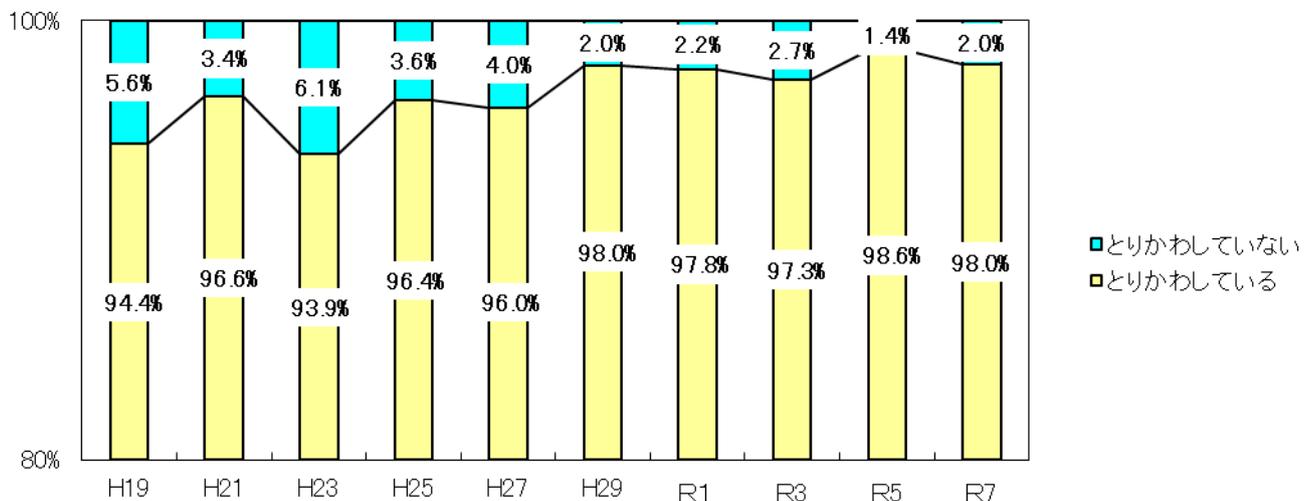


### ◇ ポイント②：手形払等の禁止

代金の支払手段について、取適法により手形払が禁止されます。また、その他の支払手段（電子記録債権や一括決済方式（ファクタリング等）など）についても、支払期日までに代金の額に相当する額の金銭を得ることが困難なものは禁止となっています。

## 8. 注文書の締結状況

- 2.0%の企業で注文書の「とりかわし」がありませんでした。

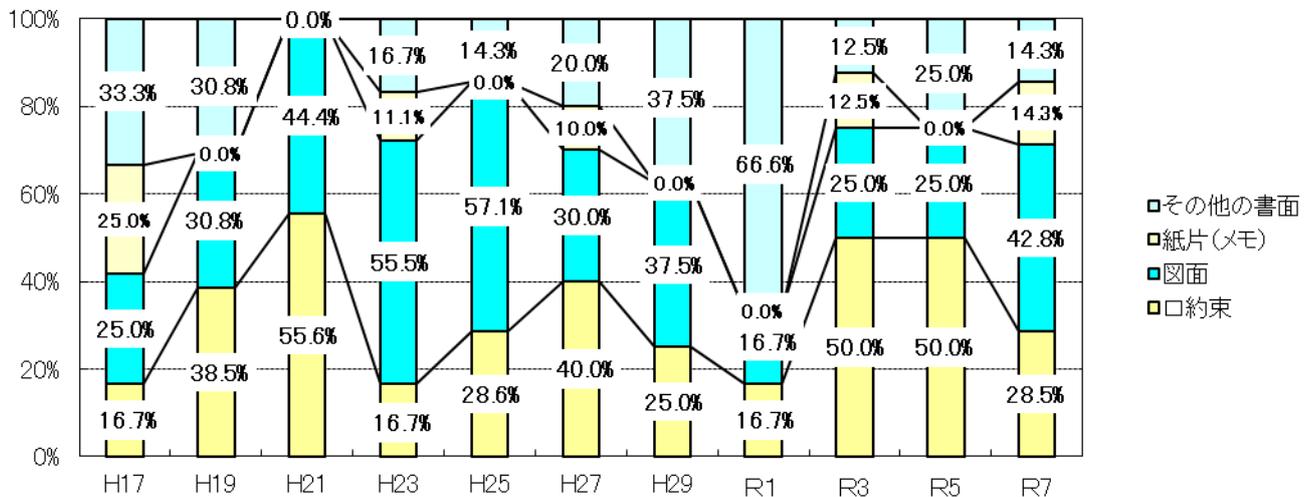


### ◇ ポイント③：発注内容等を明示する義務

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければなりません。中小受託事業者からの承諾がなくとも電磁的方法による明示が可能となります。

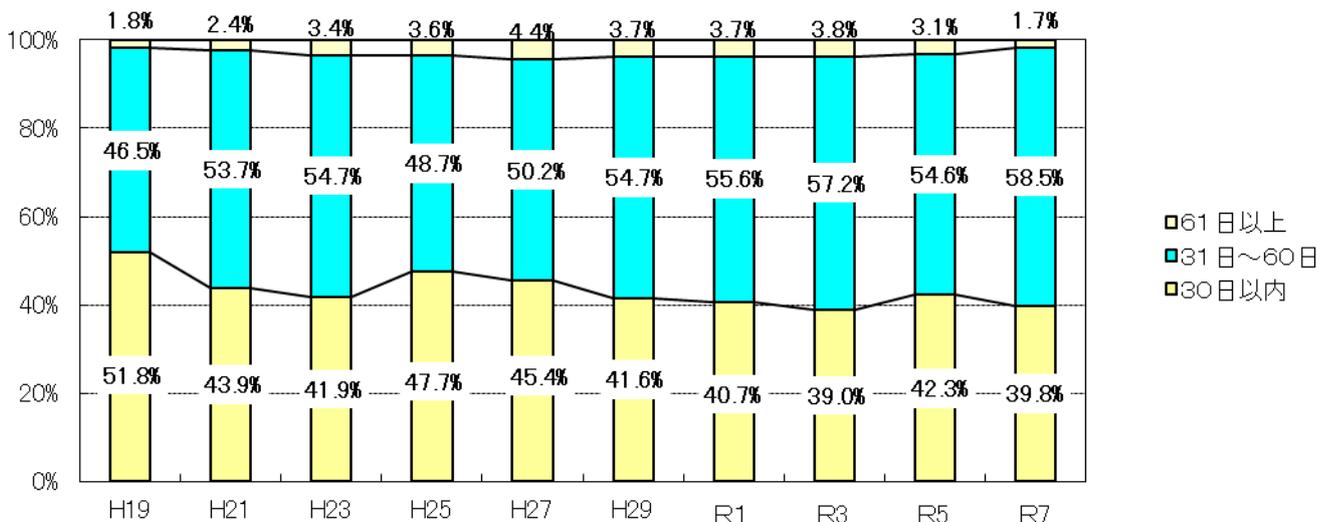
## 9. 注文書に代わる方法

- 注文書に代わる方法としては「口約束」が28.5%、「図面」が42.8%、「その他の書面」がそれぞれ14.3%となっています。



## 10. 納品から支払までの期間

- 支払いまでの期間が、60日を超える（「61日以上」とする）ものは、1.7%となっています。

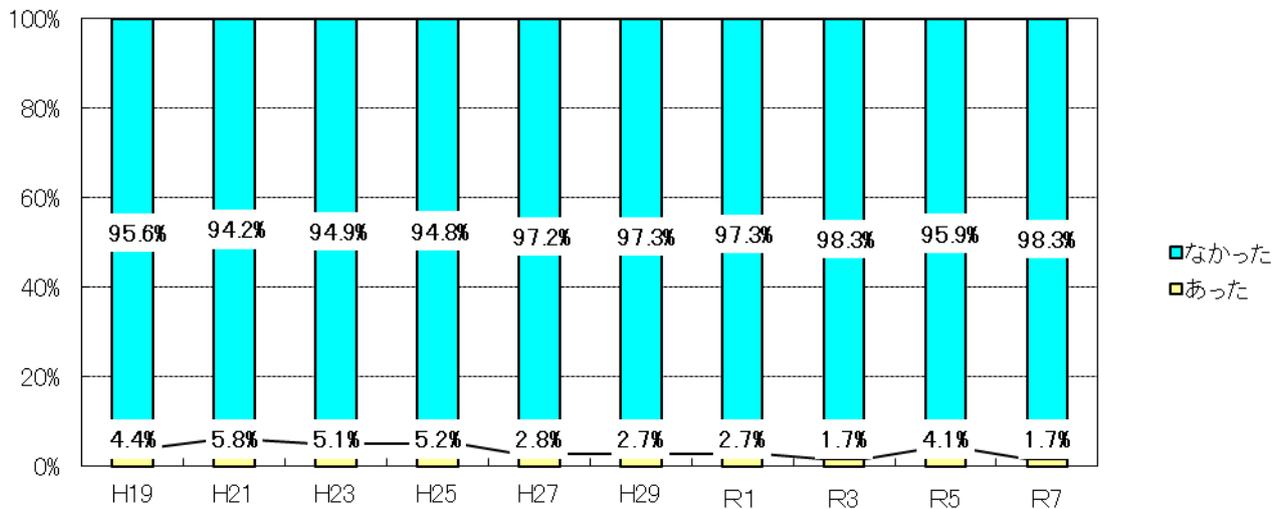


### ◇ ポイント④：支払期日を定める義務

委託事業者は検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で代金の支払期日を定めなくてはなりません。支払期日を定めなかった場合などにはア：当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日、イ：当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日に支払期日が法定されます。

## 11. トラブルの発生状況

- トラブルの発生件数では、1.7%の企業にトラブルがありました。



## 12. トラブルの原因

- トラブルの原因としては「その他」及び「売掛金回収難」が各2社で最多となり、次いで「支払い遅延」「不当買い叩き」「納入後返品」が各1社となっています（複数回答可）。
- また「その他」の内容としては「納入後の不良品発生」「支払いの不当な扱い」などがあります。

## 13. トラブル解決相談の有無

- 今回の調査で「トラブルがあった」と回答した5社のうち、どこかに「相談した」とする先は1社のみとなっています。
- 「相談しなかった」と回答した企業のうち2社については「話し合いにより解決」と回答していますが、「泣き寝入り」「その他（連絡取れず）」と回答した企業も2社あります。

### ◇ ポイント⑤：取引かけこみ寺

「取引かけこみ寺」は、取引の適正化を推進することを目的として国（経済産業省 中小企業庁）が全国48か所に設置したものです。本部（全国中小企業振興機関協会）と各都道府県に設置された中小企業振興機関に設置されています。取引上の問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行いますのでまずはお気軽にご相談ください。

- 相談は、業種を問わず、中小企業の皆さまからの「取引に関する相談」であれば、相談に応じます。
- 相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱いますので、安心してご相談ください。紛争の相手先への連絡も当然いたしません。
- 匿名でも相談を行うことができます（弁護士への相談を除く）。

連絡先（フリーダイヤル）0120-418-618

## 取引条件調査票

### 記入上の注意

1. 本調査の記載事項については、秘密を厳守し、他の目的に使用することはいたしませんので、ありのままをご記入ください。
2. 本調査の回答にあたっては、※貴社の得意先（委託事業者）のうち最も取引依存度の高い1社についてご記入ください。
3. 記入されるにあたっては令和7年12月末現在でお願いします。

問1. 貴社の資本金は次のうちどれですか。該当するものに○印を付けてください。

- ① 個人 ② 1,000万円以下 ③ 1,000万超～3億円 ④ 3億円超

問2. 貴社の従業員は次のうちどれですか。該当するものに○印を付けてください。

- ① 1～4人 ② 5～9人 ③ 10～29人 ④ 30～99人 ⑤ 100～300人  
⑥ 300人超

問3. ※得意先（委託事業者）と取引するにあたって基本契約書（注文書、発注伝票は含まない）をとりかわしていますか。  
該当する項目1つに○印を付けてください。

- ① とりかわしている ② とりかわしていない

その理由はどれにあたり  
ますか。該当するものすべてに  
○印を付けてください。

- 1 従来からの取引慣習があるため
- 2 得意先（委託事業者）に対し基本契約をとりかわすことが言いにくい
- 3 基本契約書をとりかわしている余裕がない
- 4 契約の申し出を行うと仕事がまわってこない
- 5 その他の理由

問4. ※得意先（委託事業者）からの代金受取方法はどのようになっていますか。該当するもの1つに○印をつけて下さい。

- ① 全額現金      ② 現金・手形併用      ③ 全額手形

現金割合はどのくらいですか。  
該当するもの1つに○印を付けて下さい。

手形サイトは何日ですか。該当するもの1つに○印を付けて下さい。

- 〔 1. 10%以内      2. 10%超～20%  
3. 20%超～40%    4. 40%超～60%  
5. 60%超～80%    6. 80%超 〕

- 〔 1. 90日以内      2. 91～120日  
3. 121～150日    4. 151～180日  
5. 181日以上 〕

問5. 問4で121日以上の手形があると回答された場合、得意先の規模はどの位ですか。該当するものに○印を付けて下さい。

- ① 資本金1千万円以下    ② 資本金1千万円超～3億円以下    ③ 資本金3億円超

問6. ※得意先（委託事業者）からの受注に際して注文書（受注伝票等も含む）をとりかわしていますか。  
該当するもの1つに○印を付けて下さい。

- ① とりかわしている      ② とりかわしていない

注文書にかわるものとして  
どのような方法をとっていますか

- 〔 1.  約束（電話含む）  
2. 凶面  
3. 紙片（炷紙含む）  
4. その他の書面 〕

問7. ※得意先（委託事業者）の納品から支払日までの期間はどのようになっていますか。該当するもの1つに○印を付けて下さい。

- ① 30日以内      ② 31日～60日      ③ 61日以上

問8. ※得意先（委託事業者）との取引で最近1年間にトラブルがありましたか。該当するもの1つに○印を付けて下さい。

- ① あった      ② なかった

「あった」場合その主な原因は次のどれですか。  
該当するものすべてに○印を付けて下さい

- 〔 1. 支払い遅延      2. 納入後返品      3. 売掛金回収難  
4. 不当受領拒否    5. 不当値引      6. 不当買叩き  
7. 割引困難な手形の交付  
8. その他（      ） 〕

問9. 問8で「あった」と回答された場合、そのトラブル解決のためどこかに相談しましたか。該当するもの1つに○印を付けて下さい。

- ① 相談した      ② 相談しない

その理由について該当するものに○印を付けて下さい。

- 〔 1. 相談機関を知らない      2. 話し合いにより解決  
3. 泣き寝入り      4. その他 〕

いつも、ご協力を頂きありがとうございます。